

令和8年第4回狭山市定例教育委員会会議議事録

開催日時 令和8年4月22日(水)
午後4時00分から午後5時02分まで

開催場所 市役所 5階 教育委員会室

出席者 教 育 長 滝 嶋 正 司
教育長職務代理者 古 谷 広 明
委 員 安河内 由 香
委 員 青 田 和 義
委 員 野 村 和

欠 席 者 な し

委員及び傍聴人を除くほか、議場に参加した者の氏名

生涯学習部長	五十嵐 和 也	次長兼教育総務課長	増 島 康 浩
社会教育課長	坂 本 憲 昭	中央図書館長	原 由美子
中央公民館長	村 上 和 慎	スポーツ振興課長	小 澤 直 紀
学校教育部長	宇佐見 昌 義	次長兼教育指導課長	利根川 浩 子
学務課長	岩 田 剛 平	書 記	大 熊 正 則

会議の公開・非公開 議案第20号から議案第46号までの27議案については、個人に関する情報が含まれ、また、審議を公にすることにより、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから非公開とした。

傍聴者数 0名(報道0名)

報告事項

- ・令和8年度地域学校協働活動推進員について

報告者(社会教育課長)

(要旨)

狭山市教育委員会では、地域学校協働活動を推進していくため、社会教育法及び狭山市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、令和8年4月1日付で、準備の整った市内21学区について、20名の推進員を委嘱した。今後も、推進員を中心に、PTA、自治会、NPO、企業、団体等の幅広い地域住民などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働し、学校を核とした地域づくり、地域とともにある学校づくりを目指していく旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、学校数に比べて推進員が少ないが、そういう状況でよいのかとの質疑に、推進員はまだ全校に配置されていないが、これから学校や学校運営協議会、そして地域の方と協議を重ねて全校に配置できるよう努める旨の答弁がなされた。学校運営協議会が設置されていないところは配置されていないという解釈でよいのかとの質疑に、学校運営協議会は設置されているが、推進員が配置されていないという状況であり、今後、地域の方や学校と協議し、まだ配置されていないところについては引き続き配置できるように努力する旨の答弁がなされた。

この地域学校協働活動推進員と学校運営協議会との大きな違いはなにかとの質疑に、学校運営協議会は、学校の決定事項等を進めていく役目であり、地域学校協働活動推進員は、地域において実際に学校での決定事項を行う活動員として、学校と地域の方をつなぐパイプ役としての役割を果たしてもらう旨の答弁がなされた。

・はじめてのえほんプレゼント事業について

報告者(中央図書館長)

(要旨)

本事業は、今年度からこども支援課が開始した事業であり、4月1日以降に生まれた全てのお子さんを対象として、初めての絵本として選定した「いないいないばあ」「かお かお どんなかお」「ぴょーん」の3冊の中から1冊を選んでもらい児童手当などの申請手続きの際にプレゼントする事業である。この絵本と一緒に、図書館が作成した読み聞かせのポイントを書いたものや本のリスト、市内の子育て施設の案内を、オリジナルトートバッグに入れて渡すことにしている。いわゆるブックスタート事業であるが、図書館の役割としては、図書館司書が、プレゼントした本を使って、親子に絵本の読み聞かせを実演する、また、ふれあい遊びなどを体験してもらうことを担当する。会場は、こども支援課の所管である各地区にある総合子育て支援センター、子育てプレイスであり、読み聞かせの場の提供とともに、相談などを受ける地域の子育て支援施設の利用につなげていきたいと考えている。効果としては、絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深め、親子関係の醸成に寄与するとともに、子どもの豊かな情操を育むことを期待している。図書館では前年度までブックスタートの類似事業として、5か月児から8か月児と保護者を対象に保健センターで実施していたぱくぱくベビー事業、これは離乳食の進め方や歯のケアについて学べる講座であり、この中で、図書館司書による絵本の読み聞かせを年6回実施していた。しかし、今年度、保健センターの改修工事に伴い、その事業が中止となり、今年度はこのような形で、市内各地域にある子育て支援施設において実施することとなった。前年度同様、年6回程度の実施を予定しているが、今のところ、5月は入間川地区にある総合子育て支援センターにおいて、6月は子育てプレイス新狭山を予定しており、以降随時案内する旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、大変よい取組であり、自分の経験上、子育てには読み聞かせが欠かせないものなので、ぜひ、絵本を配布するだけでなく、読み

聞かせの輪を広げたり、子育ての方法のつながりを広げたり、あるいは市内のボランティアの方々とのつながりを支援したりすることを進めてほしいとの要望がなされた。

- ・令和 8 年度狭山市立小中学校の児童生徒数・学級数について

報告者(教育指導課長)

(要旨)

市内 15 小学校全体で 1 年生から 6 年生までの通常学級に在籍する児童は 5,610 名、特別支援学級に在籍する児童は 271 名であり、通常学級は 202 クラス、特別支援学級は 51 クラスである。また、市内 8 中学校全体で 1 年生から 3 年生までの通常学級に在籍する生徒は 2,969 名、特別支援学級に在籍する生徒は 100 名であり、通常学級は 88 クラス、特別支援学級は 21 クラスである。市内全体で、通常学級に在籍する児童生徒は 8,579 名、特別支援学級に在籍する児童生徒は 371 名であり、通常学級は 290 クラス、特別支援学級は 72 クラスである旨の報告がなされた。

- ・令和 8 年度狭山市立小中学校の教職員数について

報告者(教育指導課長)

(要旨)

市内 15 小学校全体で、校長・教員は、今年度から定数配置となった通級指導担当、日本語指導担当教諭を含め 320 名、少人数加配等の教科加配とその他の加配教員を合わせて 43 名、養護 15 名、県費事務 15 名、栄養教諭等 4 名を合わせて 397 名である。定数外の欄で、小数点で表された数字は、再任用短時間勤務教職員の勤務日数を表しており、週 1 日の勤務を 0.2 というように表記している。週 3 日の勤務をする教諭は 0.6、週 4 日の勤務する教諭は 0.8 と表記している。市内 8 中学校全体で、校長・教員は、通級指導担当教員、日本語指導教員を合わせて 187 名、少人数加配等の教科加配とその他の加配教員を合わせて 16 名、養護 8 名、県費事務 8 名、栄養教諭等 2 名を合わせて 221 名である。市内全体で校長・教員あわせて 507 名、少人数加配等の教科加配とその他の加配教員合わせて 59 名、養護 23 名、県費事務 23 名、栄養教諭等 6 名、合わせて 618 名である旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、栄養教諭等が 6 名いるが、兼務の状況はどの質疑に、栄養教諭として任用されている者が 2 名、学校栄養職員として任用されている者が 4 名であり、各学校の兼務ではなく、任用先の学校で勤務するという形になっているが、例えば、他の学校から指導の要請等があった場合は、それに応じて指導に赴くという体制をとっている旨の答弁がなされた。

- ・令和 8 年度狭山市立幼稚園園児数及び教諭数について

報告書(学務課長)

(要旨)

令和 8 年度、水富幼稚園は休園とし、入間川幼稚園の 1 園体制となる。また、3 歳児保育を開始するが、それに伴う令和 8 年 4 月 1 日現在の入間川幼稚園の

園児数は 34 名で、前年の同幼稚園の園児数と比較し 14 名の増となっている。3 歳児クラスは 17 名が入園し、1 クラス 15 名の定員を超えたため 2 クラス編成となっている。なお、前年の入間川幼稚園と水富幼稚園の合計園児数は 31 名だったため、前年の両園の合計数と比較しても 3 名の増となっている。教諭数については、令和 8 年度の水富幼稚園は休園となることから、入間川幼稚園に職員を集約させ、正規教諭 7 名と会計年度任用職員 5 名の合計 12 名体制となっている旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、来年度以降も 3 歳児保育が行われると思うが、今後の園児数の見込みはどのようになっているのかとの質疑に、3 歳児保育については、今年度は周知が行き届いていないという状況でも 17 名入園したので、3 歳児保育のニーズは高いと捉えている。3 歳児がさらに増えるという見込みもあり、教諭の高齢化が進んでいる状況もあるので、今後、例えば、保育所の保育士と相互の人事異動ができるよう職員課に要請する、あるいは保育士採用に当たっても、幼稚園教諭と保育士、どちらの配属も可能性があるというような形で募集し、教諭数の確保、そして若い人材を現場に配置できるような仕組みを検討していく旨の答弁がなされた。今後の幼稚園教諭の新規採用の方向性はとの質疑に、定数の枠の問題もあるので、現職教諭の入れ替えで対応しており、新規採用は難しいところではあるが、先程のような形で保育所と幼稚園と相互に異動できるような形で、例えば、今までは、保育士は保育所に勤務するという前提で採用していたが、そうではなく、最初の配属は保育所であったとしても、何年か経過したら幼稚園に配属になる可能性もあるというような形で採用して、融通が利かせるようにする。そのような形でその人材を確保していく旨の答弁がなされた。

- ・ 令和 8 年度狭山市学校（園）医・学校（園）歯科医・学校（園）薬剤師について
報告者（学務課長）

（要旨）

前年 4 月から変更があった学校医は内科医が 1 校で、令和 7 年 8 月から変更となっている。そのほか歯科医が 3 校、薬剤師が 1 校変更となっており、眼科医及び耳鼻科医に変更はないとの報告がなされた。

- ・ 令和 8 年度入学者及び在学生への奨学金新規貸与決定状況について

報告者（学務課長）

（要旨）

令和 8 年度入学者の奨学金新規貸与決定件数は 2 件であり、対象者は、県立高校と私立短期大学への進学者である。貸与決定金額は、県立高校入学者には入学一時金 10 万円、学資金が 3 年間で 43 万 2000 円であり、短期大学進学者には入学一時金 20 万円、学資金が 2 年間で 60 万円である。また、在学生の奨学金新規貸与決定件数は 1 件であり、対象者は、現在私立の 4 年制大学に通学している者である。貸与決定金額は、学資金を 1 年間のみ貸与で 30 万円である。この 3 名の貸与決定総額は、一時金と学資金あわせて 163 万 2,000 円であ

る。なお、今回の決定を含め制度創設以来の利用者は高校生 163 名、専修学校生 87 名、高等専門学校生 2 名、大学生 444 名、合計で 696 名となる旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、在学生の通っている大学の名称は変更されたのではとの質疑に、今年度から共学化に伴い日本栄養大学と変更されており、訂正する旨の答弁がなされた。

- ・各種審議会等の会議結果概要について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

令和 7 年度第 3 回狭山市文化財保護審議会の開催結果について、その概要の報告がなされた。

- ・狭山市教育委員会後援名義の使用行事について

報告者（社会教育課長）

（教育指導課長）

（要旨）

社会教育課関係 4 件、教育指導課関係 1 件の後援名義使用承認の申し出があり、審査の結果、使用を承認した旨の報告がなされた。

議 案

議案第 20 号 狭山市社会教育委員の委嘱について

狭山市社会教育委員の任期が令和 8 年 4 月 30 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を委嘱することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 20 号については、原案可決した。

議案第 21 号 狭山市立富士見集会所運営審議会委員の委嘱について

狭山市立富士見集会所運営審議会委員の任期が令和 8 年 4 月 30 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を委嘱することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 21 号については、原案可決した。

議案第 22 号 狭山市公民館運営審議会委員の委嘱について

狭山市公民館運営審議会委員に欠員が生じたことに伴い、新たに委員を委嘱することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 22 号については、原案可決した。

議案第 23 号 狭山市スポーツ推進審議会委員の任命について

狭山市スポーツ推進審議会委員 1 名を新たに任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 23 号については、原案可決した。

議案第 24 号 狭山市スポーツ推進委員の委嘱について

狭山市スポーツ推進委員 1 名を新たに委嘱することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 24 号については、原案可決した。

(議案第 25 号の審議に先立ち、教育長より、議案第 25 号から議案第 46 号までの 22 議案については、いずれも学校運営協議会委員の任命に係る議案であることから、一括説明・一括質疑ののち、採決は 1 議案ずつ行う旨の説明があった。)

議案第 25 号 狭山市立入間川小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間川小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 26 号 狭山市立入間川東小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間川東小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 27 号 狭山市立富士見小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立富士見小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 28 号 狭山市立南小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立南小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 29 号 狭山市立山王小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立山王小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 30 号 狭山市立入間野小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間野小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 31 号 狭山市立御狩場小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立御狩場小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 32 号 狭山市立堀兼小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立堀兼小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 33 号 狭山市立狭山台小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立狭山台小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 34 号 狭山市立新狭山小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立新狭山小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 35 号 狭山市立奥富小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立奥富小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 36 号 狭山市立水富小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立水富小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 37 号 狭山市立広瀬小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立広瀬小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 38 号 狭山市立笹井小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立笹井小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 39 号 狭山市立中央中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立中央中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了になることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 40 号 狭山市立入間川中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間川中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 41 号 狭山市立山王中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立山王中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 42 号 狭山市立入間野中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間野中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 43 号 狭山市立堀兼中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立堀兼中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 44 号 狭山市立狭山台中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立狭山台中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 45 号 狭山市立西中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立西中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 46 号 狭山市立柏原小・中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立柏原小・中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

委員からの質疑等では、候補者名簿の区分の記載が小中学校によってばらつきがあり、備考の同じ役職の人の区分が異なっているが、この区分はどういう観点で記載をしているのかとの質疑に、区分の内容については、学校長が判断し記載しており、役職が同じであっても、どのような立場で学校運営協議会に関わってもらうかという観点から異なることがある。また、区分の記載については、学校運営協議会規則に規定されているが、その長い記載を短縮しており学校によって記載が多少異なっている旨の答弁がなされた。各学校の候補者の区分については、保護者、学校関係者、地域住民とさまざまな書き方があるので入っているものなのかなと理解をしていたが、学校によって保護者にあたる方が含まれていない学校もある。今の説明では区分というところで学校長の判断で含まれていると思うが、御狩場小学校には、保護者という区分の方がいないが、どの学校も保護者、学校関係者、地域住民を含むという認識で候補者を選んでいるのかとの質疑に、御狩場小学校には、区分が保護者という候補者はいない。学校長の判断で人選を行うということを確認の上で依頼をしているが、同協議会では保護者の意見をどのように取り入れているのか、再度学校長に確認をし、保護者の意見が十分に取り入れられるような学校運営協議会になるよう指導していく旨の答弁がなされた。

(採決結果)

議案第 25 号については、原案可決した。

議案第 26 号については、原案可決した。

議案第 27 号については、原案可決した。

議案第 28 号については、原案可決した。

議案第 29 号については、原案可決した。

議案第 30 号については、原案可決した。

議案第 31 号については、原案可決した。

議案第 32 号については、原案可決した。

議案第 33 号については、原案可決した。

議案第 34 号については、原案可決した。

議案第 35 号については、原案可決した。
議案第 36 号については、原案可決した。
議案第 37 号については、原案可決した。
議案第 38 号については、原案可決した。
議案第 39 号については、原案可決した。
議案第 40 号については、原案可決した。
議案第 41 号については、原案可決した。
議案第 42 号については、原案可決した。
議案第 43 号については、原案可決した。
議案第 44 号については、原案可決した。
議案第 45 号については、原案可決した。
議案第 46 号については、原案可決した。

以 上